

区 長 各位

社会福祉法人 駒ヶ根市社会福祉協議会
会長 有賀 秀樹
〔公印省略〕

駒ヶ根市社会福祉協議会会費のお願いについて

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃、市協議会の運営事業にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

社会福祉協議会は、だれもが安心して暮せる福祉のまちづくりをめざす市民が会員の社会福祉団体です。

毎年お願いしております社協の会費は、地域福祉推進事業・地区社協活動・生活困窮者支援などに活用しています。

回覧チラシをご覧のうえ社協会費の趣旨をご理解いただき、今年も引続きご協力をお願いいたします。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、下記のとおり取りまとめをお願い致します。

記

1. 配布文書

自治組合長・常会長・隣組長用依頼文書、会費納入簿（一般＝黄色・特別＝青色）、封筒（自治組合長用、隣組長用各1枚）、チラシ、特別会員様へのお願い＝薄緑（前年度特別会員）を自治組合別に分けてありますので、お渡し下さい。

このほかに、区長さん用の封筒を同封していますので集計の際にご利用下さい。

2. 集計方法

自治組合長さんから提出のあった社協会費（現金）と会費納入簿を確認のうえ、区長用封筒の集計表へご記入下さい。

3. 納入について

①社協会費（現金）は区長用封筒へ入れて下さい。

②会費納入簿（一般＝黄色・特別＝青色）は各自治組合長用封筒へ入れて下さい。

③（①と②）を社協事務局又は中沢・東伊那支所へお届け下さい。

4. 納入期日

隣組長さんは7月18日（土）を目安に自治組合長さんへお届け下さい。

自治組合長さんは7月25日（土）を目安に区長さんへお届け下さい。

区長さんは**8月5日（水）**を目安に社協事務局又は中沢・東伊那支所へお届け下さい。

納入期日は、区の予定で調整していただいております。

駒ヶ根市社会福祉協議会事務局

TEL : 0265-81-5900 FAX : 0265-81-5745

ふれあいセンター内（梨の木）

担当 : 堀越、武井

自治組合長 隣組長 各位

社会福祉法人 駒ヶ根市社会福祉協議会
会長 有賀 秀樹
〔公印省略〕

駒ヶ根市社会福祉協議会会費のお願いについて

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃、市協議会の運営事業にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

社会福祉協議会は、だれもが安心して暮せる福祉のまちづくりをめざす市民が会員の社会福祉団体です。

毎年お願いしております社協の会費は、地域福祉推進事業・地区社協活動・生活困窮者支援などに活用しています。

回覧チラシをご覧のうえ社協会費の趣旨をご理解いただき、今年も引き続きご協力をお願いいたします。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、下記のとおり取りまとめをお願い致します。

記

自治組合長様へ

1、配布文書

依頼文書（自治組合長、隣組長各1枚）、チラシ（隣組回覧各1枚）、封筒（隣組各1枚）、会費納入簿（隣組各1枚、一般＝黄色／特別＝青色）、特別会員様へのお願い（前年度特別会員＝薄緑）

2、集計について

隣組長さんからご提出いただいた社協会費（現金）と会費納入簿を確認していただき、自治組合長用封筒の集計表へご記入下さい。

3、納入について

自治組合長さんは、**7月25日（土）**を目安に社協会費（現金）、会費納入簿（一般＝黄・特別＝青）を自治組合長用封筒に入れて区長さんへ提出して下さい。

隣組長様へ

1、集金について

- ① 社協会費納入のよびかけをお願いします。
- ② 会費を集めていただき、会費納入簿（一般＝黄・特別＝青）へ氏名と金額を記入して下さい。
※会費納入簿は隣組単位の領収証としてご返却します。必ずご提出をお願いします。
- ③ 特別会員様へのお願い（薄緑色）は、昨年度納入頂いた方へお渡し下さい。
- ④ 戸別領収書欄の「必要」に○をつけた方には後日戸別領収書を発行します。

2、納入について

隣組長さんは、**7月18日（土）**を目安に社協会費（現金）、会費納入簿（一般＝黄・特別＝青）を隣組長用封筒に入れ、自治組合長さんへ提出して下さい。

駒ヶ根市社会福祉協議会事務局
TEL81-5900 FAX81-5745
担当：堀越、武井

令和8年度



社会福祉法人 駒ヶ根市社会福祉協議会

社協会費 にご協力をお願いします

社会福祉協議会会費は福祉のまちづくりを進めるための大きな資源となっています。本年度も会費の納入にご協力をお願い申し上げます。

会費は毎年6月に区長さんを通して、市民の皆さまに納入いただいています。

※自治会未加入者の方は、社協窓口にて受付をしております。

令和7年度の社協会費の総額は6,822,500円でした。
皆さまのご協力ありがとうございました。

【会費の種類】

- | | | |
|--------|----------|---------------------|
| 一般会員 | 一口1,000円 | (市内全世帯が対象) |
| 特別会員 | 一口2,000円 | (地域福祉づくりに賛同して下さる個人) |
| 賛助法人会員 | 一口3,000円 | (地域福祉づくりに賛同して下さる法人) |

会費の使い道

～誰もが安心して暮らせる

支え合いのまちづくりのために～

地区社協へ30%還元します！

市内16区の地区社協の様々な活動に利用されています。

- ・生活支援（相談窓口の開設、買い物同行支援、草刈り他）
- ・ふれあいいきいきサロンの運営 など



子どもたちの福祉教育を推進します

- ・市内小中高校へ福祉教育のための活動費を助成
- ・ボランティアスクール（福祉、ボランティア体験）開催
手話・音訳・点字、障がい者理解、認知症講座、異文化交流など



誰もが安心して暮らせる地域をつくります

- ・福祉車両（かたつむり号）を活用した福祉有償運送事業
- ・福祉車両貸出
- ・ボランティア活動支援（交流会の開催など）



Q&A 社協会費



Q 「社協会費」ってのことだけど、社協会員になった覚えはないよ？

A 社会福祉協議会は、地域福祉を進める中心的な役割を担う団体として、「社会福祉法」という法律に位置づけられ、「お互いに支え合い安心して暮らせる地域」を住民の側から作っていくことを推し進める、公的な役割をもつ民間団体（社会福祉法人）です。

「全ての人々が安心して暮らせる地域」は、そこに暮らす全ての人々が、自分のこととして地域づくりに参加してこそ実現します。会員を駒ヶ根市の全世帯対象とさせていただいているのも、みんなで地域福祉の推進を目指しているからです。

Q 「寄付」じゃなくて、「社協会費」って呼ぶのには意味があるの？



A 「社協会費」は自分が暮らす地域をよりよくするために、地域福祉の主体者である会員として出し合うお金です。

「寄付」は善意の寄付金や遺志金などです。自由に出すもので会費とは区別しています。



社協の無料相談窓口

◇ふれあいよろず相談(ふれあいセンター)

社協には相談員が常駐しています。

平日午前9時～午後5時までご相談いただけます。

◇司法書士相談(ふれあいセンター) 要予約

毎月第4木曜日 午後1時～4時

(相談時間30分) 先着6名

◇心配ごと相談(ふれあいセンター)

民生児童委員の相談員さんが相談のつてくれます。

毎月第1木曜日 午後2時～6時

◇弁護士相談(ふれあいセンター) 要予約

3, 6, 9, 12月の第1木曜日 午後2時～4時

(相談時間30分) 先着4名

※ 全てのご相談は、秘密厳守で対応いたしますので、安心してご相談ください。

駒ヶ根市社協へお気軽にご相談ください！



- ① 生活困窮に陥っている方々への生活資金の貸し付けや食糧支援
- ② 高齢者世帯や認知症のある方の生活相談・支援
- ③ 複数の課題を抱えるご家庭や、地域とのつながりが希薄な方などの相談・訪問を行う『重層的支援体制整備事業』の実施



令和8年度市社会福祉協議会 一般会費納入簿

区 組合 第 隣組

隣組長 様

※戸別領収書が必要な方は、必要に○をお付け下さい。

一 般 会 員					
氏 名	金額 (1,000円)	戸別 領収書	氏 名	金額 (1,000円)	戸別 領収書
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
合 計			件		円

※隣組長さんへ

7月18日(土)を目安に、この納入簿と会費を自治組合長さんまでお願いします。

(ここから下は、社協事務局で記入し後日領収書としてお返しします)

一般会費領収書

令和8年度市社会福祉協議会一般会費を、下記の通り領収いたしました。

件

令和8年 月 日
 社会福祉法人 駒ヶ根市社会福祉協議会
 会 長 有賀 秀樹 印

令和8年度市社会福祉協議会 特別会費納入簿

区 組合 第 隣組

隣組長 様

※戸別領収書が必要な方は、必要に○をお付け下さい。

特 別 会 員					
氏 名	金額 (2,000円)	戸別 領収書	氏 名	金額 (2,000円)	戸別 領収書
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
			合 計	件	円

※隣組長さんへ

7月18日(土)を目安に、この納入簿と会費を自治組合長さんまでお願いします。

(ここから下は、社協事務局で記入し後日領収書としてお返しします)

特別会費領収書

令和8年度市社会福祉協議会特別会費を、下記の通り領収いたしました。

件

令和8年 月 日

社会福祉法人 駒ヶ根市社会福祉協議会

会 長 有賀 秀樹 印



令和8年度

市社会福祉協議会 会費提出袋

(隣組長様用)

区名 _____ 自治組合名 _____

隣組名 _____

隣組長氏名 _____

一般会費(1,000円)		特別会費(2,000円)	
件	円	件	円

合 計	
件	円

※ 隣組長さんへ

7月18日(土)までに、

この封筒に**会費納入簿(一般=黄、特別=青)・会費(現金)**を入れ、自治組合長さんへお渡しください。

(問合せ先) 駒ヶ根市社会福祉協議会 TEL (0265) 81-5900